

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法改正以前に指定を受けた介護機関において、介護保険法に基づく指定の取り消し若しくは効力の停止(以降、「指定取消等処分」とする。)がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされたい。

あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすことが可能となるようされたい。

具体的な支障事例

指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、法第54条の2第5項において準用する法第51条第2項各号に基づき処理している。医療機関の指定取消については、法第51条第2項第1号において、法第49条の2第2項のとおり指定をしてはならない事項に該当するに至ったときを規定し、当該医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関でないとき(同項第1号)を掲げている。指定介護機関も法第15条の2に基づき介護保険法に基づく指定介護事業者が介護扶助を行うこととされているが、法第54条の2第5項において、法第49条の2第2項第1号は準用しないこととされており、指定取消の要件に介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定を取り消すこと等が規定されていないため、当該事由をもって指定取消等ができないのが現状である。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。法的検討としては生活保護部局が行う指導及び検査等が挙げられるが、介護保険部局が指定取消等処分の判断を行った場合に生活保護部局がそれと異なる判断を行うことは考えられず、事務の重複が生じている。また、生活保護部局で検討を行うにあたり、指導や検査の実施や資料確認などの事務作業や処分の妥当性判断に多大な時間を要するため、生活保護部局において大きな負担となっている。

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月以降に介護保険法の指定・許可を受けた介護機関については、生活保護法第54条の2第2項に規定されたとおり、生活保護法においてもみなし指定されることとなった。当該みなし指定を受けた場合、同条第3項及び第4項の適用を受けることとなるため、介護保険法上の指定取消等処分が行われた場合、生活保護部局においてもこの事実のみをもって指定取消等処分を行う。しかし、改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関については、法第54条の2第2項が適用されないため、同条第3項及び第4項の適用を受けない。このため、介護保険法上の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、生活保護部局において別途法的検討の上、指定取消等処分を行わなければならない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定介護機関に対して介護保険法に基づく指定取消等処分が行われたことで生活保護法上指定取消等処分

が可能となり、同観点での指導や行政手続等の事務の重複がなくなる。

根拠法令等

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項、法第 51 条第 2 項、法第 54 条の 2 第 5 項、第 6 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても、指定介護機関に関する指定取消等処分に係る事務については、介護保険法所管部署の手続とは別に、生活保護部署でも指定取消手続を行う必要があるため、職員や事業者が行う事務に重複が生じている。

各府省からの第 1 次回答

ご指摘の改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることとすることが可能か検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定取消等処分に係る業務では、処分の可能性がある場合に、不正事由に係る大量の証拠書類の徴取や、関係者に確認を行う必要がある。その際、介護保険サービス事業所の設備基準、人員基準、報酬基準などに適合しているかを、介護保険法所管課ではない生活保護部局が確認することになるが、証拠書類の確認において、例えば報酬請求書類やサービス提供記録など、通常生活保護部局では取扱いに慣れておらず、適正な確認に多大な労力を要する。また、介護保険部局に同行して検査を実施する場合であっても、同観点で確認することとなるため業務が重複している。このように、この現下の取扱いは生活保護部局にとって大きな事務負担となっている。

なお、平成 26 年 7 月の新法施行以降にみなし指定を受けた介護機関は、介護保険法での指定取消処分等により生活保護法においても自動的に効力を失うことと定められており、このことから、介護保険部局と生活保護部局が異なる判断を行うことは想定されていないことが伺える。

以上を踏まえ、新法施行以前に指定を受けた旧法指定機関についても、介護保険法上の指定取消等処分を取消要件とすることや、自動的に効力を失うことについて積極的かつ早急にご検討を進めていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

旧法指定機関にみなし取消を適用することは、不利益遡及禁止の観点から懸念があるとのことだが、平成 25 年改正法の立法趣旨も踏まえ、制度改正を検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

引き続き、ご指摘の改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることとすることが可能か検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害支援区分認定調査のオンライン化

提案団体

熊本市、船橋市、長崎市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査の、医師・看護師等が同席するなど一定の要件を満たす場合におけるオンライン実施について、コロナ下の臨時的な取扱いとしてではなく、継続的に可能としていただきたい。

具体的な支障事例

障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの障害支援区分認定調査については、原則、市町村職員(若しくは委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等)が現地に赴き実施している。対象施設が遠方やへき地にあつて、委託可能な事業者が見つからない場合は、調査のためだけに職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。なお、令和3年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から臨時的な取扱いとして、施設での対面調査が困難な場合は、医師・看護師等が同席するなど一定の要件下でオンラインによる調査が可能とされ、本市においても実際にオンラインでの調査を行ったが、対面調査と同じ精度の結果を得ることができ、資料作成を含め、特に支障はなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査に係る時間の短縮によって、新規申請者向け調査の待機期間短縮に繋がり、サービスを必要とする者に対して速やかに支給決定が行える。
また、現地調査に要する旅費や移動時間の削減、事業者へ委託する場合は旅費の精算等、契約に係る煩雑な事務処理の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県

○居住地特例施設に入所する者や、へき地及び他の圏域に居住する者などへの調査については、現地の福祉

事務所や指定一般相談事業者への委託契約に係る煩雑な事務処理が負担となっている。

○市外の居住地特例施設に入所する者については、当該施設の所在地が県内の場合は市職員が現地に赴き調査しており、県外の場合は調査を委託若しくは他市町村職員へ嘱託しているが、委託も嘱託も不可能な場合には、相当な遠方地であっても市職員が現地に赴く必要があり、大きな事務負担となっている。また、旅費や委託料等の積算のため市外入所者の一覧を作成し、実施体制を調整するなどの負担も生じている。

各府省からの第1次回答

障害者総合支援法第20条第2項では、対面方式の面接により調査を行うことを規定しているが、これは対象者の心身の状況や置かれている環境を含め、中立的な立場から調査を実施することを前提としている。調査における認定調査項目の判断に際しては、障害特性や個別性の適切な把握、特別なコミュニケーション手段を用いる必要がある場合の対応、歩行や立位の保持などの調査項目を安全に実施するための対応等に十分配慮し、サービス提供者や利用者本人と直接の利害関係を有しない中立な立場の調査員により行われる必要がある。

令和3年8月27日付事務連絡による認定の取扱いは、対象者が希望してもコロナ禍での面会規制等により認定調査を受けられないことで、対象者の不利益とならないようにするとの考え方により、緊急避難的に実施できることとしたものである。

一方、今回ご要望のあった遠方への調査については、障害者総合支援法第20条第6項において、市町村は障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託できることが規定されており、当該市町村職員が赴かずに中立的立場の調査員により調査が行えるように定められている。

今回ご提案のあった一定の要件を満たす場合の継続的なオンライン調査実施の可否については、これまでに行われた調査事例における課題の把握と調査の実態を踏まえた上で、慎重に対応を検討する必要があると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

制度上は調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合に認定調査を他市町村に嘱託できるが、実際には調査対象者の増加に伴い多くの市町村が他市町村の調査を請け負うことは厳しい状況にある。他市町村に嘱託できないため、代わりに現地の事業所等へ調査を依頼する場合であっても、委託契約に係る煩雑な事務処理が負担となっている。また、同一市町村内においても、地域によっては調査を依頼できる事業所等が見つからない場合があり、調査のために職員が現地に出向かなければならず、旅費や移動時間の面から非効率である。

以上を踏まえ、速やかな認定調査のオンライン化により事務負担の軽減を図っていただきたい。

オンラインによる認定調査を実施した他市町村からも本市と同様に、対面方式の認定調査と同等の聞き取りができており問題は生じていないとのことであるが、複数の調査事例から課題の把握が必要なことは、ご指摘のとおりである。

提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討が必要であるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

オンライン認定調査に関する実態調査の結果及びその結果を受けた今後の方向性について、第2次ヒアリングでお示しいただきたい。

オンライン認定調査を継続的に実施する場合に、中立性の確保等の観点から、立会いを行う者等に関して如何

なる条件が必要と考えるか、見解をお示しいただきたい。
離島等のへき地を始めとして、オンライン認定調査の対象をどこまで拡大することが可能と考えるか、見解をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

障害支援区分の認定調査は、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。そのため、認定調査に同席する者の中立性と公平性の確保のほか、対象者の障害特性への配慮、対象者が置かれている生活環境の把握状況等について、オンラインで行われた調査の実態把握を行っているところである。自治体の意見を聞きつつ、課題の把握を行い、自治体の事務負担の軽減も念頭に置きながら対応を検討してまいりたい。また、調査対象者が遠隔地に居住地又は現在地を有する場合について、障害者総合支援法に規定する委託及び囑託の活用状況を調査し、課題を把握するとともに、利用しやすい制度となるよう、運用の改善を図ってまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があるため、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森県】

大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現

状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。

【小山市】

「開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている」とあるが、具体的には、どのように代表者氏名を活用して確認するのか疑問が残る。法人名及び所在地を把握できているのであれば事足りると考える。

【岡山県】

確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特になく考えられる。

【熊本市】

重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。

仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。

都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があるが、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多くなり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いとされる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、法人代表者の変更に係る法第6条第3項に基づく公告・縦覧や法第8条第1項に基づく立地市町村への意見聴取等手続きが法の目的に比して過度な負担となっていると考えられることから、手続きを廃止しようとするものである。なお、当県においては、開店時刻及び閉店時刻等の実態把握にあたっては、届出担当者や実店舗への確認及び現地調査により対応しているため、小売業者の法人代表者の届出情報はこれまで活用しておらず、また、今後法人代表者の氏名が必要となった場合には、当該法人の会社HP閲覧、公用での登記簿謄本の請求、法人への直接の聞き取りで把握することが可能であることから、法人代表者氏名変更の届出が廃止されても実務上支障はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森県】

大規模小売店舗立地法6条1項の法解説によれば、代表者氏名については変更を把握できればよいとあり、現状の代表者氏名は届出を提出させずとも、インターネット等の普及により容易に把握することが可能である。また、現行法において定められた変更事項において、小売業を行う者に関する事項が含まれているが、その確認に当たって代表者氏名を県で活用することは実務上ない。

【岡山県】

確認等に当たって、代表者氏名を活用することは基本的にあり得ない。代表者個人としての申請ではなく、法人単位での申請となるため、代表者氏名の活用は特になく考えられる。

【熊本市】

重要事項として責任者を確実に把握する上で、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、店舗設置者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更に係る届出を求めることについては理解するが、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定による公告及び縦覧に供すること、また同法第8条の規定による立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取などの一連の手続きについては、代表者の変更が、本来の目的である地域住民の生活環境の保持に直接与える影響はないと考えるため、目的に比して過度な負担となっていることから、第6条第3項の手続きの対象から除外する法及び規則の改正を求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。

仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行うべきではないか。

都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

現在アンケートを実施中であり、その結果を踏まえ対応を検討。